

前期繰越分に係る調整前法人税額超過構成額に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

別表六(二十三)付表 平二十八・四・一以後終了事業年度分

措法第42条の13第1項各号の該当号等	事業年度又は連結事業年度		当期税額控除可能額		調整前法人税額超過構成額
			1	2	
第5号	：	：	①	円	円
	：	：	②		
	計		③	別表六(九)「20」	
第6号	：	：	④		
	：	：	⑤		
	計		⑥	別表六(十)「25」	
第7号	：	：	⑦		
	：	：	⑧		
	：	：	⑨		
	：	：	⑩		
	計		⑪	別表六(十一)「21」	
平成28年改正前の第8号	：	：	⑫		
	：	：	⑬		
	計		⑭	別表六(十三)「22」	
平成28年改正前の第9号	：	：	⑮		
	：	：	⑯		
	計		⑰	別表六(十四)「26」	
第12号	：	：	⑱		
	：	：	⑲		
	計		⑳	別表六(十八)「19」	
第15号	：	：	㉑		
	：	：	㉒		
	：	：	㉓		
	：	：	㉔		
	計		㉕	別表六(十二)「4」	
震災特例法第17条の2第3項、第17条の2の2第3項又は第17条の2の3第3項	：	：	㉖		
	：	：	㉗		
	：	：	㉘		
	：	：	㉙		
	計		㉚	別表六(二十一)「25」	

別表六（二十三） 付表の記載の仕方

この明細書は、法人が措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の4第1項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は平成28年改正前の措置法（以下「平成28年旧措置法」といいます。）第42条の13（法人税の額から控除される特別控除

額の特例）（平成28年旧措置法第42条の10第3項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第42条の11第3項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）に係る部分に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。